新眉山クラブ
馬渡　光春
議員

▼地域産業の活性化と消費拡大について

Q　市内の地場産品の消費状況と、今後の消費拡大に向けた取り組みは。

A　食の安全という観点から地産地消が注目され、市内量販店でも地元産が販売されている。また、学校給食での地元産食材使用の十九年度実績は、野菜・果物の金額ベースで、島原産三十八・九％となっている。水産物では、魚介類の約六十％が地元で消費されている。地元での消費拡大の推進は、学校給食やホテル、旅館など地元での地産地消の拡大を農協の生産部会等と一緒になり進める。

Q　地元産物の加工産業の本市の現状は把握しているのか。

A　農産物では、卵を使ったプリン、野菜入りウインナー、漬け物等が製品化されている。水産物では、シタビラメ、コウイカ、アジを原料に火山灰を活用した灰干し加工品がつくられており好評である。市としても販路拡大に積極的に取り組んでいく。

Q　地域資源を生かした農商工連携について、積極的に推進すべきではないのか。

A　活力ある地域産業の創出を目指し、農林水産業の生産者団体や商工団体と連携を図り、企業の掘り起こしとマッチング等を行いながら、事業メニューの取り組みを紹介し進めていきたい。

▼介護保険事業について

Q　介護保険事業の現在までの推移と今後の見直しはどうなっているのか。

A　十二年四月のスタート時点は、島原半島全体での要介護認定者が六千九百人、給付額が八十二億七百六十一万二千円、十九年度末では、認定者が一万五百三十八人、給付額は百三十二億九千五百二十二万二千円で、制度発足年度からすると約六十二％の伸びである。介護保険料も三千百円から五千三百八十円となっている。今後の見通しについては高齢化の進展が続き認定者数、給付金ともに増加もすることになる。このため、要介護状態になる前からの介護予防事業を実施することで給付費を抑制し、保険料の高騰を抑えていく計画だときいている。

【その他の質問項目】

◇小中学校の携帯電話問題について

委員会活動

３月11日の本会議で付託された議案について、総務委員会（３月12日）、産業建設委員会（３月13日）、教育厚生委員会（３月16日）、予算審査特別委員会（３月19日）を開き審査しましたので、概要をお知らせします。

総務委員会

付託された議案七件を審査しました。

○第六号議案　島原市課設置条例の一部を改正する条例

市産品のブランド化及び販売を促進するため物産流通対策本部を設置するとともに、市政についての市民の要望等に迅速に対応するための組織を整備するため、この条例を改正しようとするもの。

［質疑］新しく設置する物産流通対策本部について、対策本部の組織体制、市独自の特産品目の決定、特産品の販路先、生産者の育成等の具体的な役割や方向性は検討、協議されたのか。

［答弁］組織体制については、本部長、副本部長、そのほかに三名の計五名の体制を予定しており、本部長については民間からの登用を考えている。特産品目、販路先、生産者の育成については、まず現状把握、分析からということで先般、生産から出荷段階までの関係者、関係機関の意見を聞く機会を設けていろんな意見を聞いた。今後は加工業者、小売業者、観光業者の方々の意見を聞く機会を設けたいと考えている。また、長崎県の物産流通推進本部の業務内容等も参考にしながら進めていきたいと思う。

このほか、市民課の中のすぐやる課の業務内容等について質疑がなされ、採決の結果、原案のとおり可決することに決定しました。

○第七号議案　企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律による同意集積区域内における島原市固定資産税の課税免除に関する条例

企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の施行に伴い、事業者に対し税制上の優遇措置を講ずることにより企業立地を促進するため、この条例を制定しようとするもの。

［質疑］今までの企業誘致施策とその効果はどうなっているのか。また、本市にはこの条例のほかに補助の対象になるような制度はあるのか。

［答弁］昭和四十三年から平成十五年までは低開発地域工業開発促進法による島原市企業誘致施策として島原市工場設置奨励条例があった。主に三会新港の工業団地に二十数社が進出してきて、多くの雇用促進につながった。この促進法の廃止に伴い、市独自の島原市工場設置補助金交付要綱を定め、市外から二社の食品会社等が進出し雇用促進の効果があった。今回の企業立地法に基づく課税免除の対象となる投資額は、農林水産関連業種が五千万円以上、その他については二億円以上となっているが、この島原市工場設置補助金交付要綱は、対象額が二千五百万円以上の制度なので、規模が小さい企業についてはこの制度を利用することができる。

採決の結果、原案のとおり可決することに決定しました。

○第八号議案　島原市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

国民健康保険税の納期を見直し、各納期における納税額の平準化を図るため、この条例を改正しようとするもの。

［質疑］納期の回数を変更する理由は。

［答弁］市民からの各納期の納める額の均等化、納期回数をふやしてほしいとの要望があり、改正をお願いした。

採決の結果、原案のとおり可決することに決定しました。

○第九号議案　島原市税条例の一部を改正する条例

市税及び国民健康保険税の各月における納付回数の均等化を目的として、固定資産税の納期について所要の変更を行うため、この条例を改正しようとするもの。

［質疑］現行でも十二月は国保税と固定資産税の二つの税目しかないので、そのままでもいいのではないのか。

［答弁］市民の方から納付税目を一つにできないかとの要望もあっていた。

採決の結果、原案のとおり可決することに決定しました。

○第十六号議案　長崎県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び規約の変更について

長崎県市町村総合事務組合に新たな一部事務組合が加入することに伴い、規約の変更を行うため、地方自治法第二百九十条の規定により議会の議決を経ようとするもの。

［質疑］本市が総合事務組合に加入して共同処理している事務は何があるのか。

［答弁］退職手当に関する事務、消防団員等の公務災害補償等に関する事務、議会の議員その他非常勤職員の公務災害補償等に関する事務、公立学校医等の公務災害補償等に関する事務、交通災害共済事業に関する事務である。

採決の結果、原案のとおり可決することに決定しました。

○第十七号議案　あらたに生じた土地の確認及び町の区域の変更について

国土交通省九州地方整備局施行の一般国道五十七号島原桟道橋埋立てに伴う島原市南下川尻町地先の公有水面埋立てにより生じた土地について、議会の議決を経て、確認し、町の区域を変更しようとするもの。

採決の結果、原案のとおり可決することに決定しました。

○第二十八号議案　平成二十一年度島原市交通災害共済事業特別会計予算

歳入歳出予算の総額をそれぞれ千三百九万五千円と定める。

［質疑］個人情報保護について、どのように対応しているのか。

［答弁］個人情報保護の観点から、十九年度から同意書を添付する方式をとっており、同意書の添付に異論のない方は町内会で取りまとめて申し込む方法と、同意書の添付を望まない方については個人で直接申し込む方法でお願いしている。個人情報についてのクレーム等はあっていない。

採決の結果、原案のとおり可決することに決定しました。

産業建設委員会

付託された議案七件を審査しました。

○第十八号議案　島原市営土地改良事業計画の変更について

島原市営土地改良事業計画を変更するため、土地改良法第九十六条の三第一項の規定により、議会の議決を経ようとするもの。

［質疑］事業計画の変更の理由は何か。

［答弁］当初の事業計画は概算で積み上げており、その後現地に入り、実施設計を組み具体的な工事を進めていくが、その中でどうしても変更が生じてくる。今回の変更後の事業計画は、最終の出来高という形になる。

このほか、遊休農地の現状、畑地かんがい施設の整備等について質疑がなされ、採決の結果、原案のとおり可決することに決定しました。

○第十九号議案　市道路線の廃止について

市道路線を廃止するため、道路法第十条第三項の規定により、議会の議決を経ようとするもの。

採決の結果、原案のとおり可決することに決定しました。

○第二十号議案　市道路線の認定について

市道路線を認定するため、道路法第八条第二項の規定により、議会の議決を経ようとするもの。

採決の結果、原案のとおり可決することに決定しました。

○第二十七号議案　平成二十一年度島原市温泉給湯事業特別会計予算

予算の総額を歳入歳出それぞれ七千九百二十四万七千円と定める。

［質疑］前年度と比較して予算額が減額されている理由は何か。

［答弁］歳入面において、一軒のホテルが温泉の供給量を半減する契約の変更がなされるためである。

このほか、工事請負費の内容等について質疑がなされ、採決の結果、原案のとおり可決することに決定しました。

○第三十号議案　平成二十一年度島原市島原都市計画事業安中土地区画整理事業特別会計予算

予算の総額を歳入歳出それぞれ三千二百六十四万三千円と定める。

［質疑］保留地の単価の見直しを行ったと説明を受けたが、今の経済状況から見て、見直し後の新価格は適当な価格なのか。

［答弁］民間の取り引き事例など、宅建業者等への聞き取り調査を行い、固定資産税評価額を基準に実勢価格に近い価格設定を行った。

このほか、区画整理審議会と区画整理評価員会の位置づけ、売れるための対策、旧価格の設定時期等について質疑がなされ、採決の結果、原案のとおり可決することに決定しました。

○第三十一号議案　平成二十一年度島原市有明町簡易水道事業特別会計予算

予算の総額を歳入歳出それぞれ六億三千五百四十一万六千円と定める。

［質疑］水道事業における入札方法はどういう形態なのか。

［答弁］一般的には指名競争入札で行っているが、設計金額が三千万円以上の場合、今までの事例からすると制限つき一般競争入札の形態をとっている。

このほか、簡易水道再編推進事業費における設計業務委託料等の委託先、水道検針委託における時間設定等について質疑がなされ、採決の結果、原案のとおり可決することに決定しました。

○第三十三号議案　平成二十一年度島原市水道事業会計予算

収益的収入の水道事業収益を四億五千八百五十三万九千円、支出の水道事業費用を四億五千九百七十五万四千円に、また資本的収入を一億五千三百四万四千円、資本的支出を二億七千八百五十二万三千円に定め、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額一億二千五百四十七万九千円は当年度分消費税資本的収支調整額七百九十八万八千円、過年度分損益勘定留保資金二千五百五十五万七千円、当年度分損益勘定留保資金九千百九十三万四千円で補てんする。

採決の結果、原案のとおり可決することに決定しました。

教育厚生委員会

付託された議案十二件を審査しました。

○第十号議案　島原市廃棄物処理施設の設置及び管理に関する条例を廃止する条例

可燃ごみ処理施設「島原市清掃工場」の廃止に伴い、この条例を廃止しようとするもの。

［質疑］清掃工場の跡地は、どのようなことに利用されるのか。

［答弁］解体費の補助を受けるには、跡地利用として循環型社会の推進交付金の趣旨に沿った施設をつくることが条件となっており、資源物のストックヤードを考えている。現在月一回の資源物回収を行っているが、なかなか家に置くところがないという方もいるので、いつでも市民が利用できる施設にした

いと思っており、二十二年度から利用できるようにと考えている。

採決の結果、原案のとおり可決することに決定しました。

○第十一号議案　島原市墓地、埋葬等に関する条例の一部を改正する条例

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴い、所要の整備を図るため、この条例を改正しようとするもの。

［質疑］公益法人が一般と公益に分けられたための条例改正ということだが、一般と公益とはどういうことなのか。

［答弁］一般は事業は何でもでき、収益も上げることができる。公益については、主な事業は不特定かつ多数の方の利益に寄与するという公益性がなければならない。

このほか、墓地の経営に関すること、審査や認可に関すること等についての質疑がなされ、採決の結果、原案のとおり可決することに決定しました。

○第十二号議案　島原市保育所設置条例の一部を改正する条例

浦田保育園を民間移譲するため、条例を改正しようとするもの。

［質疑］財政的に二十二年度と二十三年度を比較すると、七百万円程度、二十二年度に民間移譲する方が余計に経費がかかり、二十九年度になってやっと財政効果が出てくるが、二十三年度で保護者と話が成立していたのにあえて二十二年度に方針変更ということは、財政効果の少ないところで民間移譲を急いだとなるが、どのように考えてのことなのか。

［答弁］数字的にはそうだが、行政改革で保育園の民間移譲という大きな柱があり、民営化にもっていくため、職員の退職補充をしないで臨時職員で対応してきた経緯がある。現在、民営化にする時期が来たと思っており、だからできるだけ早く移譲するような取り組みを進めてきた。逆に、二十九年度もその先もどうかという話になってくる。極端な話、保育士は全部臨時でいいのかということにもなってくるし、当初は二十年度から移譲しようという考えもあったが、その経過の中で結果的に二十二年度とした。

このほか、民間移譲を二十二年度にした理由、今後のスケジュール、公的保育制度の役割等について質疑がなされ、採決の結果、原案のとおり可決することに決定しました。

○第十三号議案　島原市食育推進会議条例

食育基本法第三十三条の規定により、食育推進会議の設置に関し必要な事項を定めるため、この条例を制定しようとするもの。

［質疑］食育推進会議の委員にはどういう方を予定しているのか。

［答弁］学識経験者、あるいは食育の推進に関係する団体の中からと考えている。また、女性に半数ぐらいは入ってほしいと思っている。

このほか、食育推進に関する団体、計画の推進期間、各課の連携、栄養職員の配置等について質疑がなされ、採決の結果、原案のとおり可決することに決定しました。

○第十四号議案　島原市国民健康保険条例の一部を改正する条例

児童福祉法の一部改正に伴い、所要の整備を図るため、この条例を改正しようとするもの。

［質疑］市内で里親をされている人はいるのか。

［答弁］直接的には県が対応することなので、県に確認したところ、本市には養育里親として登録している人が一人おり、現在一人を受諾している。

このほか、被保険者の取り扱いに関すること等についての質疑がなされ、採決の結果、原案のとおり可決することに決定しました。

○第十五号議案　島原市国民健康保険財政調整基金条例の一部を改正する条例

健康保険法等の一部改正に伴い、所要の整備を図るため、この条例を改正しようとするもの。

採決の結果、原案のとおり可決することに決定しました。

○第二十二号議案　平成二十年度島原市国民健康保険事業特別会計補正予算（第二号）

一億二千七百二十二万二千円を追加し、予算の総額を七十二億九千百七十九万五千円とするもの。

採決の結果、原案のとおり可決することに決定しました。

○第二十三号議案　平成二十年度島原市老人保健特別会計補正予算（第一号）

一億百七十九万七千円を減額し、予算の総額を七億千三百五十三万二千円とするもの。

採決の結果、原案のとおり可決することに決定しました。

○第二十四号議案　平成二十年度島原市後期高齢者医療特別会計補正予算（第一号）

四千四百七十七万二千円を減額し、予算の総額を五億二百三十九万九千円とするも

の。
採決の結果、原案のとおり可決することに決定しました。

○第二十六号議案　平成二十一年度島原市国民健康保険事業特別会計予算

予算の総額を歳入歳出それぞれ六十六億九千八百二十八万四千円と定める。

［質疑］七十歳から七十四歳までの方の窓口負担が変わったが、いつから何割負担に変わったのか。

［答弁］二十年四月から一割負担が二割負担に変わったが、一年間の凍結となり、現在まだ一割である。二十一年度も引き続き延長される。
このほか、国保の加入状況、国保に対する国庫支出金の割合、国保税の最高限度額、六十五歳から七十四歳までの障害を持つ方に関すること等についての質疑がなされ、採決の結果、原案のとおり可決することに決定しました。

○第二十九号議案　平成二十一年度島原市老人保健特別会計予算

予算の総額を歳入歳出それぞれ千二百四万四千円と定める。

［質疑］老人保健制度から後期高齢者医療制度に変わっているが、なぜまだこの会計が残っているのか。

［答弁］診療報酬の請求期間が三年間となっており、制度移行後三年間はその請求があるため、老人保健特別会計を残しておく必要がある
採決の結果、原案のとおり可決することに決定しました。

○第三十二号議案　平成二十一年度島原市後期高齢者医療特別会計予算

予算の総額を歳入歳出それぞれ五億千五百九十八万二千円と定める。

［質疑］今まで扶養家族だったので保険料を納めなくてよかったが、後期高齢者医療になり納める必要がある方はどれくらいいるのか。また、そのような方の緩和措置は現在どのような取り扱いになっているのか。

［答弁］被扶養者であった被保険者は千百七十五人である。軽減措置については、本来制度の中では均等割額を五割軽減することが法で決まっていたが、その後見直し等により六カ月間は凍結、後の六カ月間は九割を軽減する措置がなされており、二十一年度については九割軽減が継続される。
このほか、後期高齢者医療の該当者数、特別徴収と普通徴収の割合、資格証明書の取り扱い等についての質疑がなされ、採決の結果、原案のとおり可決することに決定しました。

予算審査特別委員会

付託された議案二件を審査しました。

○第二十一号議案　平成二十年度島原市一般会計補正予算（第四号）

二億三千七百七十三万円を減額し、予算の総額を二百四億五千四百八十八万八千円とする。

［質疑］島原温泉ゆとろぎの湯指定管理料の増額補正の理由として、ガス代、水道代が当初見込みよりも大幅にふえたためとの説明がなされたが、どれだけの差があったのか。

［答弁］ガス代は当初約四百二十万円で積算していたが、決算見込みで約七百十二万円。水道代は、当初九十六万円で積算していたが、決算見込みで約四百四十八万円である。
採決の結果、原案のとおり可決することに決定しました。

○第二十五号議案　平成二十一年度島原市一般会計予算

予算の総額を百九十億千八百万円と定める。

［質疑］ＦＭしまばら放送委託料の内容は。

［答弁］月曜から金曜日まで一日三十分の二回、行政情報を放送するもので、あわせて防災行政無線の戸別受信機にかわる役割として委託料を計上している。

［質疑］まちなか活性化推進事業費補助金が計上されているが、事業計画の内訳は。

［答弁］万町商店街、中堀町商店街、中堀町下通り商店街、みなと商店街の四商店街に十五台の防犯カメラを設置する費用に七百六十万円、万町商店街と中堀町下通り商店街のアーケード改修事業に五百八十万円を補助する。また、イベントホールの設置・運営事業として、ミニコンサートや講演会等の開催を旧八木館跡二階の中央プラザを活用して行ったり、森岳商店街においてまちづくりの専門的知識を有するマネジャーの配置などの取り組みを支援するために六百二十万円を補助する。
このほか、合併振興基金造成事業の概要、広域圏での介護保険業務のあり方、奨学金貸付金等について質疑がなされ、採決の結果、原案のとおり可決することに決定しました。